



毎日の生活の中で「これは『人権侵害』ではないだろうか?」と感じたり、偏見や差別、いじめなどに思い悩んだりすることがあつたら人権擁護委員による人権相談をご利用ください。人権擁護委員は、みなさんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをして、法務局の職員と協力して、人権侵害から被害者を救済する活動などを行っています。相談は無料。秘密は厳守します。

問 人権・同和对策課 ☎0952-75-4824

人権相談を
ご利用ください



■どんな相談にのってくれるの?

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、いじめ、ネットでの誹謗中傷など

■相談日 毎月1回(市報(今月号は27ページ)と市ホームページに掲載)

■時間 10時から15時まで

■場所 中央公民館

■人権擁護委員

碓氷栄子(東多久町)
宮口美和子(東多久町)
徳富豊(多久町)
諸江啓二(西多久町)
小野茂(北多久町)
中山章(北多久町)

相談日以外でも人権・同和对策課では、人権に関する相談を受け付けています(平日8時30分から17時15分まで)。

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が改正されます

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が変わります。

※消費者物価指数の変動に応じて手当額が改正される「物価スライド制」となっています

■児童扶養手当

	現行	改正後
全額支給	45,500円	46,690円
第2子以降加算額	10,750円	11,030円
一部支給	45,490円～10,740円	46,680円～11,010円
第2子以降加算額	10,740円～5,380円	11,020円～5,520円



問 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118

※児童扶養手当…父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を養育している人に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です

■特別児童扶養手当

	現行	改正後
1級	55,350円	56,800円
2級	36,860円	37,830円

※特別児童扶養手当…身体や精神に中度以上の障害を有する児童(20歳未満)の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給される手当です



問 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118

■障害児福祉手当・特別障害者手当

	現行	改正後
障害児福祉手当	15,690円	16,100円
特別障害者手当	28,840円	29,590円

※障害児福祉手当…20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です

※特別障害者手当…20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です



問 高齢・障害者支援課 障害者支援係 ☎0952-75-4823